



山形県公報

平成29年4月11日（火）
第2835号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（学事文書課）…413

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…414
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 同……………（同）…415
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…同
- 同……………（同）…同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………（同）…416
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…417
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………（同）…418
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米ブランド推進課）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…419
- 土地改良区の定款変更の認可……………（同）…同
- 同……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…同
- 公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…420
- 都市計画の変更……………（都市計画課）…同

### 公 告

- 審理の開催……………（収用委員会）…同

## 規 則

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第28号

#### 政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年12月県規則第86号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

|                 |  |  |       |
|-----------------|--|--|-------|
| 株式等の事業・譲渡・雑所得   |  |  | を     |
| 上場株式等の配当所得      |  |  |       |
| 一般株式等の事業・譲渡・雑所得 |  |  | に改める。 |
| 上場株式等の事業・譲渡・雑所得 |  |  |       |
| 上場株式等の利子・配当所得   |  |  |       |

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別記様式第3号の規定は、平成29年4月1日から同月30日までの間に作成する所得等報告書から適用する。

## 告 示

#### 山形県告示第282号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類            | 廃止年月日       |
|----------------|--------------------------------|--------------------|-------------|
| 株式会社紫苑         | トータル・ケア・しおん<br>新庄市金沢前野2018番地7号 | 福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売 | 平成29. 3. 31 |

#### 山形県告示第283号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称             | 事業所の名称及び所在地             | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|----------------------------|-------------------------|---------|-------------|
| 特定非営利活動法人地域密着<br>ケアセンターみなも | ケアセンターみなも<br>新庄市本町4番地2号 | 居宅介護支援  | 平成29. 3. 31 |

#### 山形県告示第284号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|----------------------|-------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社紫苑               | デイサービスシフォン<br>新庄市金沢前野2018番地7号 | 介護予防通所介護 | 平成29. 3. 31 |

**山形県告示第285号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類                    | 廃止年月日       |
|----------------------|--------------------------------|----------------------------|-------------|
| 株式会社紫苑               | トータル・ケア・しおん<br>新庄市金沢前野2018番地7号 | 介護予防福祉用具貸与<br>特定介護予防福祉用具販売 | 平成29. 3. 31 |

**山形県告示第286号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地          | 指定年月日      |
|-------------|---------------------|------------|
| 井川整形外科クリニック | 東根市さくらんぼ駅前二丁目17番23号 | 平成26. 7. 1 |

**山形県告示第287号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地        | 指定年月日       |
|------------|-------------------|-------------|
| 太田歯科医院     | 西村山郡大江町大字左沢887番地3 | 平成27. 8. 1  |
| 小林矯正歯科医院   | 山形市七日町一丁目4番59号    | 平成28. 12. 1 |
| フレンド薬局     | 米沢市万世町金谷664番地の1   | 平成29. 1. 1  |
| 本間医院       | 酒田市南千日町10番48号     | 同           |
| 医療法人社団梅津医院 | 長井市大町2番27号        | 同           |

**山形県告示第288号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

奥山内科循環器科クリニック  
村山市駅西19番15号

## 2 変更の内容

| 指定医療機関の名称 |               | 変更年月日       |
|-----------|---------------|-------------|
| 変 更 前     | 変 更 後         |             |
| 奥山クリニック   | 奥山内科循環器科クリニック | 平成28. 6. 20 |

**山形県告示第289号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日        |
|-----------|----------------|--------------|
| フレンド薬局    | 米沢市万世町金谷664番地1 | 平成28. 12. 31 |
| 本間医院      | 酒田市南千日町10番48号  | 同            |
| 梅津医院      | 長井市大町2番27号     | 同            |
| 宮内まっちゃん薬局 | 南陽市宮内4545番地1   | 平成29. 2. 28  |

**山形県告示第290号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日      |
|-----------|--------------------------|------------------|------------|
| 杏仁薬局      | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 米沢市中央六丁目1番223-1号 | 平成29. 1. 1 |

|              |                              |                 |   |      |
|--------------|------------------------------|-----------------|---|------|
| 源泉堂薬局駅前店     | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 山形市幸町16番8号      | 同 | 2.15 |
| 天童訪問看護ステーション | 介護予防訪問看護                     | 天童市鎌田本町三丁目6番11号 | 同 |      |

## 山形県告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類                | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日       |
|------------------|------------------------------|----------------|-------------|
| 愛のまちデイサービス公園丸の内館 | 通 所 介 護                      | 米沢市丸の内二丁目3番3号  | 平成28. 3. 31 |
| 訪問入浴ひばり          | 訪 問 入 浴 介 護                  | 酒田市こあら三丁目6番18  | 同 9. 30     |
| デイサービスカナン        | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護          | 新庄市金沢2864番地    | 同 10. 11    |
| ショートステイ南小畑       | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所<br>生活介護 | 天童市南小畑四丁目9番18号 | 同 10. 31    |
| 梅津医院             | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 長井市大町2番27号     | 同 12. 31    |

## 山形県告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施 術 所 の 名 称                      | 施 術 所 の 所 在 地 | 指定年月日      |
|-----------|----------------------------------|---------------|------------|
| 若 林 寿 美   | はり・きゅう・指圧・<br>マッサージ ニコニコ<br>堂治療室 | 鶴岡市本町一丁目4番11号 | 平成29. 3. 1 |
| 若 林 匠     | はり・きゅう・指圧・<br>マッサージ ニコニコ<br>堂治療室 | 鶴岡市本町一丁目4番11号 | 同          |

**山形県告示第293号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地

齋藤 亘

あこや接骨院

山形市松波二丁目5番14号

## 2 変更の内容

| 施術所の所在地          |               | 変更年月日       |
|------------------|---------------|-------------|
| 変更前              | 変更後           |             |
| 山形市あこや町三丁目15番23号 | 山形市松波二丁目5番14号 | 平成29. 1. 13 |

**山形県告示第294号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社野川ファーム

代表取締役社長 野川 晶弘

天童市万代1-2

## 2 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地            |                                         | 変更年月日      |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------|------------|
| 変更前                                     | 変更後                                     |            |
| 株式会社野川ファーム<br>代表取締役社長 笹原 敏夫<br>天童市万代1-2 | 株式会社野川ファーム<br>代表取締役社長 野川 晶弘<br>天童市万代1-2 | 平成29年3月10日 |

**山形県告示第295号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、寒河江川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所                |
|----------|-------|--------------------|
| 理 事      | 大 場 敏 | 西村山郡河北町大字岩木866番地の2 |

**山形県告示第296号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、寒河江川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 松 田 広 己 | 西村山郡河北町大字岩木262番地 |

**山形県告示第297号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市中央一丁目6番12号
- 3 認可年月日  
平成29年3月31日

**山形県告示第298号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日  
平成29年3月28日

**山形県告示第299号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
袖浦土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市坂野辺新田字葉萱112番地
- 3 認可年月日  
平成29年3月28日

**山形県告示第300号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市
- 2 公共測量を実施した期間  
平成28年11月1日から平成29年3月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）

**山形県告示第301号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類  
酒田都市計画区域、八幡都市計画区域及び遊佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
(1) 追加する部分 なし  
(2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

**公 告**

平成27年4月22日に収用の裁決手続の開始を決定した一般国道112号改築工事（霞城改良・山形県山形市旅籠町一丁目地内から同市城北町一丁目地内まで）に係る収用裁決事件の審理の開催は、次のとおりとする。

平成29年4月11日

山形県収用委員会  
会 長 浜 田 敏

- 1 審理の日時  
平成29年5月16日（火）午後2時30分から
- 2 審理の場所  
山形市松波四丁目1番15号 山形県自治会館 401会議室
- 3 審理事項  
一般国道112号改築工事（霞城改良・山形県山形市旅籠町一丁目地内から同市城北町一丁目地内まで）に係る収用裁決事件